	調	査									
	森林病害	· 虫等防除事業 特別防除(地上支援)業務	务委託		実施	設計書	設	計			
		工事番号				施工	地				
	胎内市 桃崎浜 地内							内にはか			
		実施・元				変			更		
設 計 (内消費	額 税 額 )	(	円 円)								
契 約 (內消費	額 税 額 )										
工事・履		工事日数 又は 履行期限 令和7年7	月10 日			日間(付履行期限		年		日間)	
(二)	104 スミパイン	内の特別防除(地上支援)業務 ha × 1回 = 104 ha MC剤航空散布 議の上決定する。		変 設計棚							
		胎	内		市						

# 森林病害虫等防除事業 特別防除(地上支援)業務委託

4

円也

内 訳

<u>内</u> 訳	<u> </u>					
種別	区分	数量	単位	単価	金額	摘   要
	地上作業経費	104.00	ha			様式2より算出
直接費	薬剤調合用器材損料	1.00	式			様式3より算出
費	交 通 誘 導 員	10.50	人			
	細計					
	共 通 仮 設 費		%			
	小計					
	現場監督費		%			
	社 会 保 険 料 等		%			
	計					
	消费税		%			
	合計					

# 森林病害虫等防除事業 特別防除(地上支援)業務委託

_ 内 訳	金			単位:1ha当たり 散布量(60½/ha) 5倍希釈		
種別	名 称	全 量	単位	単価	金額	摘   要
薬剤	購入費	12.00	リツ トル			事業標準単価より
薬剤調合積込費	土木一般世話役		人			IJ
(1haあたり)	普通作業員		人			IJ
1			l			

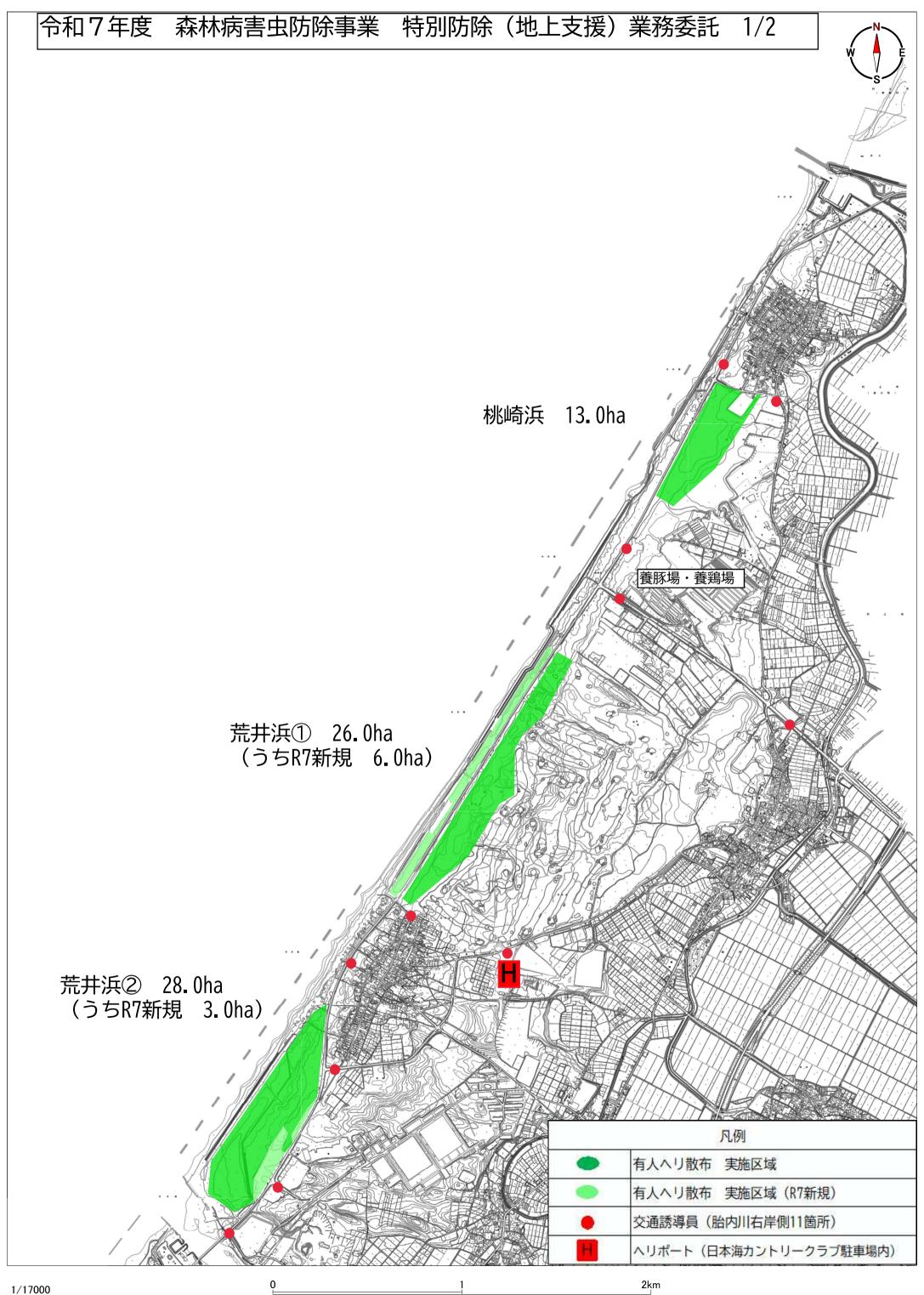
計

# 森林病害虫等防除事業 特別防除(地上支援)業務委託

金

円也

			11.15		単位:1式当たり	
名 称	全 量	単位	単 価	金額	摘	Ę
汎用エンジンポンプ(賃料)	1.00	基			φ=50mm、揚程	10m
小器材費		%				
合 計						



1/17000



## 新潟県松くい虫防除事業(特別防除)標準仕様書

制定 昭和63年 3月 2日 治第1283号 改正 平成 9年 5月 9日 治第 252号 改正 平成15年 4月 1日 治第 96号 改正 平成26年 4月 1日 治第 7号 改正 平成28年 9月30日 治第 454号 改正 令和 3年 2月15日 治第 866号

#### 第1 適用範囲

- 1 この標準仕様書は、新潟県が所管する事業で、松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について、航空機を利用して行う薬剤散布(以下「特別防除」という。)に適用する。なお、この標準仕様書において、松くい虫とはマツの枯死の原因となる線虫類及び線虫類を運搬する昆虫類の総称とする。
- 2 受託者は、この標準仕様書によるほか、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)、松くい虫被害対策の実施について(平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知)、新潟県防除実施基準(平成9年5月新潟県告示第1238号)、農林水産航空事業の実施について(平成13年10月25日13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)、農林水産航空事業実施ガイドライン(平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知)、住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付け消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長通知及び環境省水・大気環境局長連名通知)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等関係法令・通知で定めること従い特別防除を実施すること。
- 3 この標準仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

#### 第2 施工計画書の作成

- 1 委託者の指示を受け、受託者は着手前に地形、林況、工作物等について調査の上、 特別防除の施工計画書を作成し、監督員に提出して承認を受けること。
  - また、使用薬剤及び監督員の指示する材料について、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の承認を受けること。
- 2 受託者は、承認を受けた施工計画書を遵守し、施工すること。
- 3 施工計画書は、次の事項を記載する。また、監督員がその他事項について求めた場合は、追記すること。
  - ① 委託概要
  - ② 実施工程表
  - ③ 現場組織表
  - ④ 安全管理(安全研修を含む)について定めたもの
  - ⑤ 施工方法
  - ⑥ 緊急時の連絡体制及び対応について定めたもの
  - ⑦ その他必要な事項
- 4 農林水産大臣に提出した農薬使用計画書の写しを添付すること。

## 第3 現地確認

パイロットは、委託者から、散布区域図上で標識の設置等の説明及び散布にあたっての指示を受け、散布前に散布区域周辺を現地調査し、更に確認飛行によって散布区域の境界、障害物、危害対策注意箇所、有機農産物の生産ほ場、散布除外地等の位置を十分把握すること。

#### 第4 航空防除作業

- 1 飛行前に機体の点検、整備を完全に実施するとともに、パイロットは健康管理に十分留意し、安全運行と適切な散布に努め、事故及び危被害防止に留意すること。
- 2 散布装置は常に点検、整備を行い、吐出むら、ボタ落ちを防止すること。
- 3 一般的に必要な交換部品は常時準備し、散布作業に支障のないよう留意すること。
- 4 事前にヘリポートの状況について、離着陸及び薬剤積み込み等、安全作業に支障がないよう点検し、問題があれば委託者と協議し、再整備すること。
- 5 作業面積、薬剤配分、作業手順等について、事前に地上作業者と打合せをすること。
- 6 ヘリポートから散布地までの飛行コースは、安全なコースを選定すること。また、障害物、 危害対策注意箇所、有機農産物の生産ほ場等の上空を飛行しないこと。
- 7 スプレー散布においては、2回重ね散布を行い、散布むらのないようにすること。
- 8 ガンノズル散布においては、鉄砲ノズルを用いて対象立木を中心に散布するものであることから、散布し忘れ、散布むらのないようにすること。
- 9 空中散布用落下調査用紙の設置個所は監督員の承諾を得ること。
- 10 委託者及び受託者は、風向き及び風速を計測し、地上1.5mの位置における風速が 5.0mを超える場合は、散布を行わないものとする。

#### 第5 地上支援作業

- 1 作業員は必ずヘルメットを着用し状況により防塵眼鏡、マスク、手袋等を着用すること。
- 2 薬剤散布に必要な資材・機材及び作業員の待機位置は、ヘリコプターの離着陸位置から水平距離で15m以上の距離を保つこと。ただし、燃料置き場は、ヘリコプターの離着陸位置から水平距離で25m以上の距離を保ち、火気厳禁の標示をすることとする。
- 3 積荷の高さは1.0mを限度とすること。
- 4 ローターの風圧で舞い上がりそうなもの(天幕、ビニール、空袋等)は、あらかじめ除外するか、重石をのせるかの措置を必ずとること。
- 5 ヘリコプターが完全に着地するまで、不用意に接近行動をとらないこと。
- 6 ヘリコプターの後方から機体に接近すること及びテール部分をくぐり抜けることは絶対に しないこと。ヘリコプターが長時間地上運転する場合は、テールローターブレード付近に 特別立入禁止区域を示す標識を設置すること。
- 7 ヘリコプターのエンジンを止め、ローターの回転音が消えたとしてもメインローターはすぐに停止せず、また、回転が遅くなるとメインローターの先端が下がってくることから、不用意にメインローター(回転半径は約6m)に接近しないこと。接近する時は背を低くし、メインローターの回転面との間隔を十分とること。
- 8 ヘリコプターの周囲に、竹竿やアンテナを伸ばしたトランシーバー等の長いものを持ち 込まないこと。

また、ヘリコプターの離着陸に伴う砂ぼこりは、作業員の視覚を遮るばかりでなくヘリコプターのローターに付着し、重大な故障を興すおそれがあることから、可能な限り散水をし、作業の円滑性、安全の確保に努めること。

- 9 使用する薬剤は、委託者より指示を受けた薬剤を使用し、農薬登録において定められた使用基準を遵守すること。また、薬剤の希釈については、希釈後の薬液に濃度のむらが生じないよう十分撹拌すること。
- 10 薬剤調合容器、水タンクに砂ぼこりや糸くず等が入ると散布装置の故障の原因となるので、異物が混入しないよう、取り扱いに十分注意すること。
- 12 薬液の積み込み作業は、必ず整備士の指示を待って行動すること。
- 13 開封した薬剤はなるべく使い切ること。残った場合は、密封して保管すること。なお、一度開封し保管していた薬剤を再び使用する場合は、安全及び効力の面からその可否を薬剤メーカーに確認した上で使用すること。
- 14 使用後の薬剤の容器はみだりに放置せず、収納処分すること。

### 第6 連絡体制の確立

受託者は所在を明らかにし、特に散布作業中においては、監督員と常に連絡をとれる体制にすること。

#### 第7 作業記録の整備

- 1 記録写真は施工地ごとに、全景及び一連の作業がわかるよう以下のものを整理すること。
  - ①使用前材料全体写真
  - ②使用後材料全体写真
  - ③作業状況写真(作業日ごとに、場所、作業内容がわかるように整理すること)
- 2 現場作業の記録は作業日毎に、場所、時間、作業内容等必要事項を、散布時間帯にあっては、散布時間、風速等を記録し、整備すること。
- 3 受託者は、事業完了後速やかに別紙様式による実施記録簿及び散布記録を監督員に 提出すること。

#### 附則

この標準仕様書は、令和3年4月1日から施行する。

			1	年度松くい虫防除事	業(特別防除)実施記	2録簿	
実	施	主	体				
実	施	区	域				
実	施	面	積				
実	施生	F 月	日				
^	リポー	一卜位	置				
使	用導	惠 剤	名				
ha	当た	り散布	量	原体量	ツッ×希釈倍率	倍=	リツ トル
薬	刻総	使用	量	(原体量で表す)			
航	空台	会 社	名				
橯	ý Ž	= ,	種				
操	縦	者	名				
気	象	状	況				
薬	<b>系</b> 剤落	下指	数				
散	布	状	況				
そ	の他	也所	感				
記	显録者	職氏	—— 名				

Table   Tab	
回数     時期     付付     付付     付付     有     載量     供有       開始     終了     了所要時間     (散布量)     考	
開 始 終 了 所要時間 (散布量) 考	
J. 31.	
小計	
(大) 木実け、	

<sup>(</sup>注)本表は、航空機ごとに作成する。

## 森林病害虫等防除事業特記仕様書

#### 第1 総則

1 この特記仕様書は、松くい虫等防除関係事業に係る社会保険料等について定める。

### 第2 社会保険料等

1 社会保険料等については、施工地ごとに、事業に従事した各現場労働者について 社会保険料等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の 加入状況に応じて表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される 平均点数に応じて、表2に示す率を乗じた額を積算する。

### 表 1

		加入している場合の点数
労災保険		6 点
雇用保険		1点
健康保険		5 点
厚生年金保険		10点
追聯公共汶里度	中小企業退職金共済制度以外	2点
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度	3点

#### 表 2

平均点数	加算率
1点以上7点未満	3 %
7点以上13点未満	10%
13点以上23点未満	1 3 %
23点以上	18%

#### 2 加入実態状況調査表の提出

受託者は、現場施工完了後、速やかに従事した各現場労働者の「社会保険等の加入実態状況調査表」(別紙)を監督員に提出しなければならない。

#### 第3 当該設計書の取り扱い

本設計書の社会保険料等は、「直接費と共通仮設費の合計」に18%を乗じた額で積算している。

ただし、社会保険料等の加入実態状況に応じた加算率とするため、提出された社会保険等の加入実態状況調査表に基づき、変更設計を行うものとする。

委託事業名	
受 託 者	

委 託 者

作業者名	労災	保険	雇用	保険	健康	保険	厚生保	年金	共済制度		共済制度 以外		中小企業退職金 共済制度 以外		計	直営 請負別	備考
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	3点	加入	2点					
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
		0		0		0		0		0		0	0				
											0						

※ 森林病害虫等防除事業積算基準書第12節により積み上げ計上する作業種がある場合は、加算項目ごとに加入状況を確認のうえ、加算率を決定する。

## 農薬使用計画書(変更)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所 氏 名 (法人の場合にあっては、その) □ 名称及び代表者の氏名

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第3条 に基づき、 下記のとおり提出します。

記

# 農薬の使用計画

- 1 農薬の使用方法
- 2 使用する農薬の種類
- 3 使用する対象
- 4 使用する期間

(日本工業規格A4)

- 備考 届出に際し、新規の場合は、「(変更)」を傍線で消し、変更の場合は該当部分を丸 で囲むこと。また、届出の根拠条項以外の条を傍線で消すこと。
- 注1 「農薬の使用方法」には、「航空機による散布」「くん蒸」等と記載する。
  - 2 「使用する農薬の種類」には、農薬の有効成分名、又はその略称名及び剤型を記載する。
  - 3 「使用する対象」には、くん蒸にあっては、「倉庫」、「天幕」等、航空機にあっては、「稲」等と記載する。